クラウス・カストナー **謀殺者の短剣は** 法律家の法服の下に隠されていた

1947年ニュルンベルク法律家裁判

本 田 稔(訳)*

一 はじめに 法律家裁判の意義と目的

「正義なき国家。それは、大窃盗団に他ならないのではないか」。この主張は、4世紀以来のものである。キリスト教の聖者であるアウグスティヌス(Augustinus 354-430年)は、その著書『神の国』1)の中でそのように主張し、それは現代まで妥当している。1933年から1945年までのドイツ国家は、このように評価される多くの事例の一つである。国家による司法の不法を刑事訴訟によって罰し、贖うことが、1947年、つまり60年前に試みられた。それは、1947年2月17日にニュルンベルク裁判所の陪審法廷において開かれたニュルンベルク法律家裁判のことである。1945年から46年にかけて国際軍事裁判(IMT)が21名の「A級戦犯」を審理したのも、その法廷においてであった2)。ドイツ司法省における指導的な12名の法律家司法省の役人、検察官および裁判官 に対する有罪判決が、1947年12月3日および4日に言い渡された。その手続は、1947年から1949年にかけて、ニュルンベルクのアメリカ合衆国軍事裁判所で行われた、医師、工業経営者、軍人、企業家、突撃隊、親衛隊およびその他の人々に対する12のいわゆる継続裁判の一つである。

法律家裁判の目的は、「政治的に無意味なもののために、そして見栄から個人的な保身を望むためにヒトラーに対して」3)自己を売り込んだ個人を裁くことだけではなかった。国家社会主義体制の支柱の一つであった法的支配装置を弾劾することも重要であった。検察官のテルフォード・テイラー(Telford Tayler)は、公判の

^{*} ほんだ・みのる 立命館大学教授

開始に際して述べた意見において、

「彼ら(被告人たち 筆者)が、ドイツにおいて法と正義を破壊し、さらに人間を迫害し、隷属化し、殲滅するために、法の形式という空虚な外皮を大規模に利用して遂行した司法殺人やその他の残虐行為」⁴⁾
に関する責任を問題にした。

二 法律家裁判における公訴事実と被告人

起訴に法的根拠を与えたのは、1946年12月20日の連合国管理委員会法(KRG)第10号であった 5 。この法律の雛形は、1945年8月8日のロンドン4カ国協定である 6 。従って、手続は英米法の領域に根ざしていた。

4つの公訴事実は,A級戦犯のそれと類似していた。それは,以下のものであった。

- 1 1933年1月から1945年4月までの間,戦争犯罪と人道に対する犯罪の実行を 共謀したこと
- 2 戦争犯罪,つまり1939年9月から1945年4月までの間,戦時国際法と戦争慣習に違反したこと
- 3 1939年9月から1945年4月までの間,人道に対する犯罪を実行したこと
- 4 国際軍事裁判所が1946年9月30日および10月1日の判決において犯罪的であると定義した組織に一定の被告人が所属していたこと

アメリカ合衆国軍事裁判所第3部は、1947年2月14日の対ドイツ軍事最高司令官命令⁷⁾に基づいて発せられた第11指令⁸⁾のなかに、その法的根拠を有していた。手続の対象は、国家社会主義の司法が犯した最も重大な犯罪であった。従って、被告人として考えられたのは帝国司法省(RJMin)の高級官僚や民族裁判所および特別裁判所の裁判官であった。もっとも、立法、司法行政および裁判を特殊な方法でナチ体制の「共犯者」に仕立てた高位の法律家のうち、何人かについては戦後になって訴えることはもはやできなかった。民族裁判所長官ローラント・フライスラー(Roland Freisler 1893-1945年)は、1942年1月20日のヴァンゼー会議(「ユダヤ人問題の最終解決)の参加者でもあったが、彼は1945年2月3日、ベルリンへの爆撃の際に命を落とした。1932年以降、その職に就いてきた帝国司法大臣フランツ・ギュルトナー(Franz Gürtner 1881-1941年)は、1934年にレーム事件の際の殺害を「右派による国家防衛のための正当防衛」として合法化し、7万人の死者を伴った「司法の同質化」、ニュルンベルク法(1935年)および安楽死(1939年から1941

年まで)に対して責任があったが,すでに1941年に死去していた。帝国司法大臣オットー・ティーラック(Otto Thierack 1889-1946年)は,強制収容所における被拘禁者の殺害(「労働による抹殺」)などを指示したが,1946年10月26日,抑留者収容所で自殺した。従って,法律家裁判の被告人は,ある意味で上層部の法曹の二番煎じのグループに属していた。ただし,彼らがナチスによる司法の不法に決定的に関与していたことは確かである。起訴されたのは,次の帝国司法省の9名の役人,特別裁判所の3人の長官,民族裁判所の2名の裁判官および帝国検事局の2名の検察官であった。

ヨゼフ・アルトシュテッター (Josef Altstötter)

1892年に生まれる。1932年以降,帝国裁判所の構成員として勤務し,1943年以降,帝国司法省局長および民法部会の責任者を努める。1933年以降,突撃隊(SA)の隊員となり,1937年,親衛隊(SS)に入隊し,ナチ党(NSDAP)に入党する。党金バッジの保持者となる。起訴状の第4公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され,5年の禁錮刑に処される。1950年に仮釈放され,その後,弁護士業に従事する。

ヴィルヘルム・フォン・アンモン (Wilhelm von Ammon)

1903年に生まれる。1935年以降,帝国司法省刑法部に所属し,特にヒトラーの「夜と霧」命令に基づく手続を担当する。起訴状の第2公訴事実および第4公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され,10年の禁錮刑に処される。1951年に仮釈放される。

パウル・バルニッケル (Paul Barnickel)

1885年に生まれる。1938年から1944年まで民族裁判所の帝国検察官を努め, 後に帝国裁判所に勤務する。無罪の判決を言い渡され,その後,弁護士業に従 事する。

ヘルマン・クホースト (Hermann Cuhorst)

1899年に生まれる。シュトゥットガルト特別裁判所長官を努める。無罪の判決を言い渡される。1948年10月に脱ナチ化手続の枠内では「中心的責任者」と認定され,6年の労役場留置に処される。1950年12月に仮釈放される。

カール・エンゲルト (Karl Engert)

1877年に生まれる。帝国司法省において政治事犯を担当する。1947年,病気

を理由に訴追を免れる。1951年に死去。

ギュンター・ヨェル (Günther Joel)

1903年に生まれる。1933年から1943年まで帝国司法省において、刑事事件の調査官、および親衛隊、親衛隊保安部(SD)および秘密国家警察への連絡員として勤務する。1943年に八ム上級地検察官に就任する。第2、第3、第4公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され、10年の禁錮刑に処される。1951年に仮釈放される。

ヘルベルト・クレム (Herbert Klemm)

1903年に生まれる。1933年から1935年までザクセン司法大臣ティーラックの 私設調査官を努める。1935年から1940年まで帝国司法省に、その後はミュンヘン・ナチ党官房に勤務する。1944年以降、帝国司法省事務次官を努める。1946年に本人欠席のまま国際軍事裁判所によって死刑の判決を言い渡されたマルティン・ボールマンと共同して任務に従事する。第2および第3公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され、終身刑に処される。後に20年の禁錮刑に減刑され、1957年に仮釈放される。

エルンスト・ラウツ (Ernst Lautz)

1887年に生まれる。1939年以降,民族裁判所の上級帝国検察官として,特に内乱罪の訴訟に従事する。第2および第3公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され,10年の禁錮刑に処される。1951年に仮釈放される。

ヴォルフガング・メットゲンベルク (Wolfgang Mettgenberg)

1882年に生まれる。帝国司法省刑法・行刑局長を務める。第2および第3公 訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され,10年の禁錮刑に処される。1950年に 死去。

ギュンター・ネーベルンク (Günther Nebelung)

1896年に生まれる。民族裁判所長官を努める。無罪の判決を言い渡され、その後は弁護士業に従事する。

ルドルフ・エッシェイ (Rudolf Oeschev)

1903年に生まれる。(判決理由によれば)「ドイツの最も残虐な裁判所として知られる」ニュルンベルク特別裁判所長官を務める。第3および第4公訴事実に基づき有罪の判決を言い渡され、終身刑に処される。1951年に禁錮20年に減

刑され,1955年に仮釈放される。

ハンス・ペーターセン (Hans Petersen)

1885年に生まれる。親衛隊上級指導員および民族裁判所名誉陪席裁判官を努める。無罪の判決を言い渡される。

オズヴァルト・ロートハウク (Oswald Rothaug)

1897年に生まれる。1937年4月から1943年5月までニュルンベルク特別裁判所長官を,その後は民族裁判所の検察官を努める。親衛隊保安部と協力関係にあった。第3公訴事実に基づいて有罪の判決を言い渡され,終身刑に処され,後に20年の禁錮刑に減刑される。1956年に仮釈放される。

クルト・ローテンベルガー (Curt Ferdinand Rothenberger)

1896年に生まれる。1937年以降,ハンブルク司法大臣,上級地方裁判所長官を努める。1942年から43年まで帝国司法省事務次官を努める。ナチ党の国家事務の運営をめぐって対立し,1945年までハンブルクで公証人を務める。第2 および第3公訴事実により終身刑を言い渡され,1950年に仮釈放される。

フランツ・シュレーゲルベルガー (Franz Schlegelberger)

1875年に生まれる。1927年から1931年まで帝国司法省局長,1931年から1942年ま同事務次官を努める。最終的に事務全般を統括する司法大臣に就任する。退官の際にヒトラーから10万マルクを贈与される。第2および第3公訴事実に基づき終身刑を言い渡されるが、1950年に受刑の可能性がないことを理由に釈放される。

カール・ヴェストファル (Carl Westphal)

1902年に生まれる。長期間に渡って帝国司法省において勤務する。1947年に自殺。

被告人等の弁護人は,すでに公判の開始において,1947年1月4日の起訴状の第1公訴事実に反駁し,その結果として,1947年7月11日,アメリカ合衆国軍事裁判所は,最終的に(「戦争犯罪の実行を共謀したこと」などの)非難が向けられている公訴事実を認定するには至らなかった¹⁰。全ての国の法律家は,英米の共謀概念に根ざしたこの公訴事実を当初から懐疑的に評価していた。この公訴事実が認定されなかったために,被告人の責任と科刑の問題は,彼らに有利な方向で限定されることが予想された¹¹。

起訴状の第2公訴事実は,本質的に以下の非難を含んでいた12)。

「1939年9月から1945年4月までの間,ここにいる全ての被告人は,彼らが戦争犯罪の単独正犯,共同共犯,教唆犯,幇助犯であることによって,そして私有財産の略奪に限らず,謀殺,拷問および法律に基づかない投獄,残忍な行為……をはじめとする人身と財産に対する残虐行為と犯罪の実行を含む計画と企図に彼らの賛同を与え,その計画と企図に関与することによって,不法な方法で……戦争犯罪を……実行した。国家社会主義体制に対する政治的敵対者を抑圧する恐怖支配を確立するために,正規の裁判制度に備え付けられた例外的な特別裁判所は,全ての被告人によって利用され,実際にもその目的を達成した。……司法省は,チェコスロバキア,ポーランドとフランスを法律に基づかずに併合・占領することに加勢し,その法的手段を与えた。……司法省は,国家社会主義の人種純化綱領に協力した。……親族相続法における権利の不利益な法律変更が行われた。それによると,ユダヤ人の財産は,死後,ユダヤ人の相続人への賠償を伴うことなく帝国に帰属した。……」

第3公訴事実(「人道に対する犯罪」)は、ドイツ人が立法および司法の不法の犠牲者になった場合に限って第2公訴事実を補っている¹³⁾。

第4公訴事実は,1946年10月1日の国際軍事裁判所の判決によって犯罪的であると定義された組織に幾人かの被告人が所属したことに関係している¹⁴⁾。

三 法律家裁判における争点

(1) 除外された1935年ニュルンベルク法と1942年ヴァンゼー会議

国際軍事裁判においても,また法律家裁判においても,起訴内容は1939年9月から1945年4月までの時期に限定された。そのため,例えば1935年9月15日のいわゆるニュルンベルク法は顧みられることはなかった。ただし,その法がユダヤ市民を冷遇し迫害する法的基礎を提供した限りにおいて,それは手続の対象になった。まさしくニュルンベルク法の成立は,帝国司法省がいかなる方法に基づいてナチ体制の手下になったかを雄弁に物語る例証である。

1935年に開催されたナチ党の帝国大会をユダヤ人から市民権を剥奪するための発端にすることは、当初は計画されていなかった。確かに、ナチ党の党綱領にはすでに「ドイツの血統」を持つ者だけがドイツ国民たりうるという要求が含まれていたが、その後の時期において、またいわゆる権力掌握の後においても、それを法的にどのように規制するかに関しては、権限のある省庁 司法省と内務省 の内部

において、見解は一致していなかった。ヒトラーは、1935年の党大会に際して、両 省の対立に個人的に終止符を打った。準備されていたのは、形式上はまだ成立して いる帝国議会を党大会の閉会日に招集し、帝国内務省が準備した帝国国旗法を制定 することであった。しかしながら,ヒトラーはこれで十分とは思っていなかった。 それゆえ彼は,9月13日,つまり帝国議会の開催の2日前に,「綱領を実現するた めの」人種法について解説するよう帝国内務大臣ヴィルヘルム・フリック (Wilhelm Frick 1877-1946年)に委託した。そのための複数の草案がすでに内務省 と司法省にはあったが、完成させるまで24時間の猶予しかなかった。帝国内務省事 務 次 官 プ フ ン ト ナー (Hans Pfundtner 1881-1945 年) と シュ トゥッ カー ト (Wilhelm Stuckart 1902-1953年)は、すでに手元にあった草案に基づいて、法律 案を作り上げなければならなかった。最初の条文は、ヒトラーによって即座に斥け られ、さらに様々な厳しい措置を伴った4つの草案を作成することが命ぜられた。 そこで問題になったのは、国籍だけではない。職業や労働を制限すること、アーリ ア人と非アーリア人との結婚を禁止すること、刑罰規定の内容も問題になった。内 務省の官僚は、「純粋のユダヤ人」だけに適用される「最も寛容な」草案をヒト ラーに受け入れさせようとした。何故ならば,考慮されている人的範囲が拡大する ならば、そのような規制を実際上貫くことに困難が生ずることが、帝国司法省の側 においても懸念されていたからである。最終的にヒトラーは,草案のうち「寛容 な」ものを採用することを決定したが、規制が向けられるのは「純粋のユダヤ人」 に対してだけであるという草案の規定を自ら削除した。ただし、ヒトラーは十分に 外国に目をやりながら、この法律の懸念された対外的な効果を見た目に幾分か和ら げるために,通信社のドイツ通信局(DNB)に対して,この規定は「純粋のユダ ヤ人」にしか適用されないという内容を報道するよう命令した。このようにして, 1935年9月15日,帝国国旗法とならんで,いわゆる帝国市民法および血統保護法が 可決された。これによって,ドイツにいるユダヤ人市民は,法的・社会的に見て, ついに第2等級の人間になった。ついでに言えば,国際社会はそれに対してさした る反応を示さなかった。例えば、国際スポーツ連盟が1936年にドイツでの開催が認 められた第11回オリンピック競技大会をボイコットすることを目論み,その声明を 出しはしたものの,国際オリンピック委員会は,ナチ党が「ユダヤ人と黒人」と一 緒に競技を行うことに対して露骨に反対したにもかかわらず,1931年の決定を堅持 した。「ニュルンベルク法」がその当時の諸民族の政治生活に与えた反響がいかに 少なかったかは, 例えば外国の外交官が翌年 1936年 のナチ党大会において それまでになく多く見られたという事実から明らかである。

いわゆるヴァンゼー会議もまた,1942年1月20日に「ユダヤ人問題の最終解決」,端的に言えばホロコーストが議論されたにもかかわらず,直接には法律家裁判の対象ではなかった。何故ならば,戦争によっても「消失しなかった」その会議の30通の議事録の原本のいくつかが,外国の省庁の文書のなかから「発見」されたのは,1947年だったからである。その後,この会議は1948年から49年にかけて行われたいわゆるヴィルヘルム通り裁判の範囲において,ようやく訴追の対象になった。

(2) ナチの暴力支配への帝国司法省の積極的関与

起訴状が個別的に証明している多くの措置,立法行為と裁判手続が問題になったのは,1947年3月6日から10月13日までの法律家裁判の公判においてである。アメリカ合衆国軍事裁判所は,138人の証言を聴取し,検察官側の641の証拠書面と弁護人側の1452の証拠書面を取り上げた¹⁵。被告人らは,彼らの署名が入った大量の書面を目の当たりにして,向けられている非難に対して効果的に防御することは困難であった。全ての被告人は,話題になった無数の非人間的行為と残虐行為に関して彼らが何も知らなかったということを根拠として挙げた。しかし,被告人らが「法律の形をした不法」を主導したことだけでなく,法律の執行から生ずる結果を認識していたことをも証明する文書に直面するにいたって,彼らは,自分たちがいたことでより悪い事態を防ぐことができたのだと示して責任を免れようとした¹⁷。

訴追は、まずもってナチ立法に向けられた。そこで問題になったのは、1933年3月24日の「授権法」、1933年4月4日の「政治的暴力行為を防止するための法律」、1934年12月20日の「国家と党に対する狡猾な攻撃に対し党の制服を保護するための法律」、1939年9月5日のいわゆる民族害虫令であり、それらは例外なく恣意的に解釈・適用され、最高刑として死刑を定めたものである。政治的犯罪(あるいは、それに該当すると思われる事柄!)を訴追するための特別裁判所が1933年3月21日の命令に基づいて設立されたが、その命令と同様に1941年12月4日の「編入された東部地域におけるポーランド人とユダヤ人に対する刑事司法に関する命令」もまた問題にされた。この二つの命令は、帝国司法省が暴力支配に積極的な協力したことを証明している。

検察官の非難は、帝国司法省の構成員が司法を教化したことを対象にしたが、それは特に被告人シュレーゲルベルガーに向けられた。彼は、例えば1941年3月10日に、帝国官房長官ランマース(Hans Lammers 1879-1951年)に宛てて次のような書簡を送った¹⁸⁾。彼は、ボールマン(Martin Bormann 1900-1945年?)とカイテル(Wilhelm Keitel 1882-1946年)と協力して、ヒトラーから与えられる全ての指

示を事前に点検するなどしなければならなかった。

「私は,一連の判決がまさに前回と同様に総統の強い怒りを再燃させたことを知っています。その際,どの判決が個別的に問題になったのかは存じておりませんが,簡単に確定されるべきでない判決がときおり話題にされていることを自分で確認しました。私は,最も強力な精力を投入して,そのような事案に徹底介入する所存です。しかし,総統がどの判決に異議を唱えておられるのかを司法省の指導者が知っている方が,帝国における司法とその有効性にとっては,より重要な意味があります。……」

この立場は,シュレーゲルベルガーが同じ日にヒトラーに宛てた書簡のなかで, より明瞭に示されている¹⁹⁾。

「日々言い渡される膨大な数の判決があるにもかかわらず,相変わらずあるべき要求を完全に語っていない判決が時おり出されています。私は,そのような事案に対して,必要な措置を講ずるつもりです。……それとともに,裁判官が国家を意識した正しい考えに益々向かうことが必要であることに変わりはありません。我が総統! 判決が貴殿の支持を得られない場合,貴殿がそれを私に知らせることを決意していただけるなら,必要な措置を講ずる上で,評価できないほどの価値があるでしょう。……」

(3) 司法省と国防軍・秘密国家警察の協力

帝国司法省が国防軍の最高司令官および秘密国家警察といかに緊密に協力したかについては、いわゆる「夜と霧」命令("Nacht-und-Nebel"-Erlass)が明瞭に示している。ヒトラーの指示に起因する1941年12月7日のカイテル元帥の指令は、そのもとで理解される。その指令は、ドイツ帝国に対する抵抗であるとの嫌疑をかけられた被占領地域の人々で、その場で迅速な死刑を執行することが確保されていないと思われた人々を「夜と霧」命令によって帝国領域内に移送することを可能にした。移送されれば、彼らは特別裁判所によって死刑の判決が言い渡されるか、親衛隊によって強制収容所に拉致されるかのいずれかであった。ほとんどの場合、強制収容所では痕跡は残らなかった。

(4) 人種法と民族害虫令に基づく不法な死刑判決

「司法の不法」 言葉としては悲壮感はない と呼ばれているナチの暴力支配への裁判所の協力は,例えばユダヤ教会ニュルンベルク司教区長レオ・カッツェンベルガーに対するニュルンベルク特別裁判所での刑事手続に現れている。彼は,

「人種陵辱罪」のかどで1942年の初頭に死刑を言い渡され、数ヶ月後に断頭台にか けられて死亡した。法律家裁判では、この事件は被告人ロートハウクという人物に おいて取り沙汰された。60歳の商人であるカッツェンベルガーが写真家のザイラー 嬢と緊密な関係にあるということが,ロートハウクの耳に入ってきた。彼女は, カッツェンベルガーが所有するニュルンベルクの賃貸住宅に住む取引相手のグーベ ナーの娘であった。匿名の通報に基づいて、カッツェンベルガーはそのことを理由 に勾留され、ニュルンベルク゠フュルト州裁判所の「通常」の刑事部に起訴された。 ニュルンベルク区裁判所の捜査裁判官は、ザイラーを証人として招致し、宣誓する 彼女を尋問したが,その結果,問題になっている関係が友好的・家族的なものにす ぎないことが明らかになった。捜査裁判官のグローベン博士は,この結論をカッ ツェンベルガーの弁護人に知らせ,未決拘留の解除を申請することを提案した。こ のことがニュルンベルク特別裁判所長官ロートハウクの耳に入ってきたとき、彼は、 検察官が「血統保護法」2条に基づく「人種陵辱罪」のかどで提起した公訴がこの ままでは徒労に終わりかねないので、検察官にそれを取り下げ、同罪の嫌疑で、ま たいわゆる民族害虫令に基づく犯罪の嫌疑でニュルンベルク特別裁判所に公訴を提 起するよう指示を出した。さらに、ザイラー証人が捜査裁判官の前で真実でないこ とを述べ、それを真実であると宣誓したことを理由に、彼女はいまや被告人として 偽証罪のかどでこの起訴に引き込まれ,それによってカッツェンベルガーに有利な 証言をする証人としての彼女は排除された。その上で,被疑事実 われたということとカッツェンベルガーとの結びつきが死刑への法的道筋を開 いたのであるが、カッツェンベルガーの罪を立証する証拠としては、共同被告人の ザイラーが1939年から40年の冬にかけて,戦争のために防空の暗幕をしているとき に、彼女の部屋で数回に渡ってカッツェンベルガーのひざに座り、彼と愛撫し合っ たという彼女の自白だけで特別裁判所には十分であった。人種法に基づいて、そし て民族害虫令に基づいて支えられた死刑判決は,1942年夏に恩赦願が却下された後, ミュンヘン=シュターデルハイム刑務所で執行された。フライスラーは,その当時 はまだ帝国司法省事務次官であり、恩赦の嘆願が提出されたのは彼が事務次官の時 だったが、彼はその当時、「不明確な条項に人種陵辱に結びつけることは思いきっ た法的構成である」という見解を表明したのである²⁰⁾。

四 被告人に対する量刑理由

1947年12月3日および4日の判決は、「司法の不法」に対する被告人らの個人的

な刑事責任を考慮したものであって,それに対する個人の一般的な責任を考慮したものではない。宣告刑は,それに応じて幅があった。 4 件の終身刑, 6 件の有期自由刑,個人の責任を証明する十分な証拠がなかったための 4 件の無罪は, 9 ヶ月に渡る手続の結果であった。有罪判決を言い渡された被告人らがナチ体制の独裁に巻き込まれたことが,判決理由のなかで初めて一般的に述べられた²¹。

「起訴状では、被告人らの誰一人として、ある特定の人に対する殺害や虐待に責任があるわけではない。もしそうであるならば、起訴状は必ず被害者といわれている人物の名前を挙げるであろう。たんなる謀殺と個々の残虐行為は、その罪責が問題となっている公訴事実を構成していない。被告人らは、計り知れない犯罪に対して責任があるのであって、それとの比較において犯罪構成要件の個別の事案は重要ではないと思われる。端的にいえば、責任とは、戦時国際法と人道法を侵害するもとで、全土において広められ、政府によって組織された残虐行為と不正義に自発的に関与した責任であり、しかも司法省の権威のもとで裁判所の協力を得ながら法の名において行われた残虐行為と不正義に自発的に関与した責任である。謀殺者の短剣は法律家の法服の下に隠されていたのである。

アメリカ合衆国軍事裁判所は,ナチ体制の枠内における被告人らの態度についての評価を細分化することに努力したが,それが以下の量刑理由からうかがい知れる。被告人シュレーゲルベルガー,ローテンベルガー,ヨェルおよびロートハウクに関する説明がこのことを明瞭に示している。

(1) シュレーゲルベルガー

「ヒトラーに司法省を重視させるために、ヒムラーの警察隊のもとでそれが完全に支配されることを防ぐために、シュレーゲルベルガーとその他の被告人は彼らの行為の違法性が阻却されることを自ら主張したが、証拠資料は、彼らが国家の指導部が行うよう求めた不正な仕事を引き受け、そしてユダヤ人およびポーランド人の全人口を抹殺し、被占領地域の住民を恐怖に陥れ、国内の政治的抵抗運動を根絶するための道具として司法省を利用したことを最終的に明らかにしている。彼らは、法という隠れ蓑のもとで人種的抹殺を行う計画において、警察によるポグロム、拉致、大量殺害を通じて達成されるような規模になることを承認していなかったというが、それはこの「法的」手続を生き延びた人々の気休めにはならないし、裁判所には言い訳がましく聞こえる。彼は、行われた残虐行為は裁判官の法服を汚さないものであると述べたが、国家の威信を失墜させたのは、その行為というよりむしろ

犯罪目的を達成するために国家の法制度を廃止したことのほうである。シュレーゲルベルガーは引退しはした(1942年8月20日 著者)。彼がその発展のために仕えた体制が犯した残虐行為は,彼には患わしかったが,彼が引退するのは遅すぎた。被害はさらに増大した。司法が数千の人々を虐殺できたときに,どうして警察が数万の人々を虐殺しないといえようか。シュレーゲルベルガーが懸念した将来は,現実のものとなった。警察は,ティーラック(1942年8月20日以降の帝国司法大臣著者)によって支援され,勝利者であり続けた。シュレーゲルベルガーは拒絶した。彼は不正義を躊躇しながら行い,差し迫った急務を遂行しなかった。彼は砲火の下に戻った。シュレーゲルベルガーがそのようなことを行ったにもかかわらず,どのようなドイツの法律家であっても得られない名声を手に入れ,ヒトラーは彼に対して退職祝いとして祝辞と10数万マルクを与えた。われわれは誤った理解に与しない。シュレーゲルベルガーは,悲劇の人である。彼は精神生活を愛し,学者の仕事を愛した。彼は,彼がなした悪事を忌み嫌った。しかし彼は,政治的に無意味なもののために,そして見栄から個人的な保身を望むために,その知性と学識をヒトラーに売り込んだ。彼は,第2および第3公訴事実につき有責である」22、

(2) ローテンベルガー

「証拠資料は,要するに,完全な矛盾と内的葛藤の絡み合った人格を暴露してい る。彼は半ユダヤ人には親切であり、時には彼らに公的な救済措置を講じたが、訴 訟当事者であれば誰もが要求できる権利を彼らに付与しないことに協力した。彼は、 『黒軍団』(親衛隊の出版団体 著者)が裁判所を襲撃したため、それを公然と 罵ったが,裁判官が党指導者を支持する判決を言い渡したために,それを非難した。 そして、党の高級官僚に有利に、そしてユダヤ人とポーランド人に不利になるよう 裁判手続を着色するために,疑問を抱くことなく自らの影響力を利用した。彼は教 養ある方法で独立した裁判官に有利になるよう判決を書いたが,ハンブルクの裁判 官を片手で支配した。彼は,係属中の刑事事件に介入する党の官僚や秘密国家警察 の官僚の実務に抵抗したが、秘密国家警察、親衛隊、親衛隊保安部と協定を結んだ。 その結果、それらの機構は政治的業務を伴って彼のところに来るようになった。そ の後、彼は部下の裁判官と一緒に判決の『事前点検と事後点検』を行った。彼は強 制収容所を不法と見なしたが,『第3』の方法が慣習にならない以上,それに対す る異議申立を行うべきでないと結論づけた。ローテンベルガーは,ベルリンでの彼 の仕事を心地よく思わなかった。彼は、ハンブルクを去る際に行った退職の辞にお いて、自分はハンブルクでは『無冠の王様』であったと溢れんばかりの感動をこめ

て叫んだが、ベルリンでは茨の冠を受けるであろうと我々に信じさせたかったよう である。彼は,直ぐにナチ体制があまりにも粗野であり,彼が個人的な敵であると 思ったティーラックとヒムラーが無原則で悪賢い人物であることを知らされた。彼 は彼が見たものを理解できなかったし、彼らは彼を理解できなかった。証拠資料は、 ローテンベルガーが彼の上官によって欺かれ、いいように利用され、彼に不利な証 拠がこじつけて引き合いに出され,そして彼が差し迫った急務を遂行するほど野蛮 ではなかったがゆえに,彼が最終的に干されたか,少なくとも部分的に干されてい たことを十分に示している。彼は、ハンブルクで表向き穏やかな公証人の生活に 戻ったが、その後でさえ、われわれは彼が事務次官としての給与を受け取り、大管 区指導者のカウフマンを市の政治的業務において援助したことを知っている。被告 人ローテンベルガーは、『夜と霧』計画にわずかに関与しただけであったが、それ に替同しながら関与した一人として責任がある。彼は人種迫害の計画に援助を与え た。そして、それとは異なることを唱えていたにもかかわらず、本質的には司法省 と裁判所の尊厳を傷つけ、ヒトラーと党の手先と警察の恣意に服するために仕えた。 彼は、腐敗と法制度を枉げることに関与した。ローテンベルガーは、第2および第 3公訴事実につき有責である」23)

(3) ヨェル

「ヨェルは、司法省の担当官として、省と親衛隊とのパイプ役として、圧倒的な情報を持ち、ポーランド人およびユダヤ人に対する刑法命令を実施する際に、広範囲に渡って権力を行使した。従って、彼はユダヤ人およびポーランド人の迫害と殲滅の計画と企てを実行することに積極的に関与した。ヨェルが親衛隊と親衛隊保安部に所属していたことに関して、われわれは、全ての証拠資料を検討した結果、彼がこれらの機関の犯罪的な性格を完全に知りながら所属し続けたことを合理的な疑いをいれる余地がないほど確信した。帝国保安本部、親衛隊および親衛隊保安部、秘密国家警察との間に非常に緊密な関係を持つ者は、これらの機関の一般的な性格に関して知らないということはありえない。われわれは、被告人ヨェルが第2、第3および第4公訴事実につき有責であることと宣言する」²⁴。

(4) ロートハウク

「証拠資料は,被告人が携わったこれらの訴訟が法的性格の基本的構成要素を欠いていることを明瞭に示している。彼は法学的に理屈っぽく拘って学説や用語を用いたにもかかわらず,被告人の裁判所は,あらゆる訴訟において,迫害し根絶する

ためのナチ国家の総統綱領の道具でしかなかった。被告人の権力範囲において彼が葬り得た人々の数が,大量の迫害と抹殺を背景にすれば,彼が仕えた指導者による大量の迫害と抹殺を下回ろうとも,指導者の計画に対する彼の貢献の度合いを軽くするものでない。彼の行為は,最後の望みである法制度を信頼した人々が,あらゆる制度が彼らに不利益に用いられ,その制度が恐怖と抑圧のネットワークの一部であったことを認識せざるをえなかったほど,恐ろしいものであった。……彼の側近にいる助手たちから,また彼の犠牲者によって提出された証拠資料から,われわれは,オズヴァルト・ロートハウクがドイツにおけるナチの陰謀と残虐行為の化身であったと認定する。彼は,サディスティックで悪意に満ちた人間であったし,今でもそうである。文明化したあらゆる法制度のもとであれば,彼は起訴され,公職から追放され,有罪判決が言い渡されていたであろう。……この事案に関する証拠資料に基づいて,当裁判所は,被告人ロートハウクが第3公訴事実につき有責であることを宣言する。彼の事案に関して,我々は刑罰を減軽する事情やその負担を軽減する要因を見出すことは全くできない」。250。

五 述べられた反対理由

アメリカ合衆国軍事裁判所の J・B・ブレア判事が,反対意見(「異論」)を提出した 26)。彼は,自分で署名した確定判決と刑の宣告に基本的に賛同したが,裁判官の仰々しい言葉による理由づけに疑問を抱いた。疑問は,手続の法的根拠に,つまり管理委員会法第10号に向けられた。従って,アメリカ合衆国軍事裁判所の地位と管轄に,しかも「司法の不法」に対する被告人の責任が判定される犯罪構成要件にも向けられた。さらにいえば,ニュルンベルクの法律家の判断に対するドイツの批判者の側でも,同様の疑問が持たれた。彼らは, 法律学の内部でも 「勝者の司法」を云々した 27)。さらに,行為に対して違法性の意識が要件として必要であるが,被告人らにそれがあったことが証明されていないと考えた。加えて,判決の国際法的視点を疑問視した 28)。規範の遡及禁止(「法律なければ犯罪はなく,刑罰もなし」)に違反しているのではないかという疑義が 同じく国際軍事裁判の判決が出される前の年に 主張された。

要するに,連合国の側がドイツの戦後社会に対して発した法律家裁判の判決の警報作用は効を奏さなかったのである。後にドイツの裁判所で刑事手続が行われた。例えば,1968年以降において,カッツェンベルガー事件に関わったニュルンベルク特別裁判所の陪席裁判官が枉法罪のかどで被告人とされ,刑事手続29)がとられた

が、そこでは違法性の意識が欠如していたという議論が根拠として挙げられた。 「共犯者証人」であるグスタフ・ラートブルフが引き合いに出されることは稀では なかった。彼は、どうやら多くの法律家の責任を軽減するのに役に立つテーゼを確 立したようである。

「法実証主義は,実際には,『法律は法律である』という確信によって,恣意的で犯罪的な内容の法律に対する抵抗力をドイツの法曹から奪い去った」³⁰。しかしながら,この引用文は表面的な議論しかしていない。何故ならば,ラートブルフもまた,「正義が全く求められない場合,正義の核心をなす平等が……意識的に否定される場合には」けりをつけることを求めたからである。

ここでは ラートブルフがいうように 法律はおよそ「不正な法でしかない。 というよりはむしろ、それは法としての性質をおよそ欠いているのである。

どちらかといえば法律家裁判に対して否定的な立場,どこにでもあるような即座に主張できる「終止符を打ちたがる気質」のために,1960年以降の法律家裁判は

例えばナチの暴力犯罪を訴追するにあたって,それが引き合いに出されるようなことがあっても 依然として付け足し程度にしか語られなかった。例えば,国際法学は国際軍事裁判におけるA級戦犯訴訟に取り組んできたが,刑法学は法律家裁判をわざと無視してきた。法律家裁判の検察官ケンプナー³¹)は,その回想録²²)において,次のように諦観的に明らかにしている。「法律家裁判は,大勢の大衆をさほど興奮させはしませんでした。官僚の犯罪が問題になっているだけで,まさに大衆の目の前で流血の事態が起こっていないような訴訟など,好まれないのです。ですから,議論は同僚の仲間内の間でしか行われませんでした。グスタフ・ラートブルフは,ワイマール時代の政治的に傑出した大学の法学者ですが,私がハイデルベルクで事案について彼と話し合ったとき,若干の形式張った異議を述べておられました。ただし,試み全体は非常に正当であると感じておられました。そのことに関して,今日のドイツの法律家の脳裏に残っているものは,そんなに多くありません。。

六ま と め

過去数世紀のヨーロッパ史を振り返れば,法律家がナチの独裁に協力したことは,本当のところは目新しいものではなかった。アレックス・デ・トクエヴィッレは,1856年に著した彼の著書『旧国家と革命』³³⁾のなかで,「法律家は,彼ら(支配者著者)のために,必要とあらば法そのものに反して法を支え,その後もしばし

ばそのように行った。法律に違反した君主に対して,法律よりも適法なものはないことを断言し,権力を行使することが正しいだけで,抑圧することは不法でしかないということを学問的に証明する法律家など滅多にいなかった」とはっきりと述べている。第3帝国におけるいわゆる司法の不法は,なんら目新しいものではない。その不法の全貌が,第3帝国以前の時代に行われた不法よりも大規模なものであろうとも,目新しくはない。しかし,1947年のニュルンベルクで行われたように,独裁の側近であったことを理由に法律家に対して刑事訴訟が提起されたことは,世界史においては新しい事実である(もしかすると,それは前代未聞の出来事なのではないだろうか)。

- 1) Augustinus, De Civitate Dei, lib.IV cap 4. 引用は, Aurelius Augustinus, Vom Gottesstaat Bd.1, Zürich 1955, S. 213. からのものである。
- Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militargerichtshof Nürnberg, 14. November 1945-1. Oktober 1946; Nürnberg 1947-1949 (42 Bande).
- 3) 被告人シュレーゲルベルガーに関する判決理由は,そのように述べられている。引用は, Lore Maria Peschel-Gutzeit (Hrsg.), Das Nürnberger Juristenurteil von 1947, Baden-Baden 1996, S. 147. からのものである。
- Telford Taylor, Die Nürnberger Prozesse. Kriegsverbrechen und Volkermord, Zürich 1950. S. 62.
- 5) Der Nationalsozialismus vor Gericht, Hrsg. Gerd R. Ueberschar, Frankfurt 1999, S. 295-301. に掲載されている。
- 6) Klaus Kastner, Von den Siegern zur Rechenschaft gezogen Die Nürnberuger Prozesse, Nürnberg 2001, S. 305-323. がこの点に関して詳しい。
- 7) 当時の合衆国司令官はルシアス・C・クレイ (Lucius D. Clay 1897-1978年)であった。 クレイは、1948年から49年にかけて、ソビエトがベルリン西部地区を封鎖したため、それ を乗り越えるために空輪機関を組織して貢献した。
- 8) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 40に掲載されている。
- 9) 特別裁判所は,1933年3月21日の命令によって政治犯を処罰するためにラント裁判所に 設置され,1938年以降は「行為の重大性と非難可能性」に応じて必要と思われる事案を管 轄するために一般的に設けられた。それは,合計で約11,000件の死刑判決を言い渡した。
- 10) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S.40以下に掲載されている。
- 11) Heribert Ostendorf und Heino ter Veen, Das "Nürnberger Juristenurteil", Frankfurt 1985. S. 25 ff. がこの点に関して詳しい。
- 12) Ostendorf (注11), S. 106 ff.
- 13) Ostendorf (注11), S. 100.
- 14) 国際軍事裁判は、次のナチ組織が犯罪的であると確認した。政治指導者団体(地区指導部 (Gauleiter)、管区指導部 (Kreislaiter)など)、秘密国家警察(Gestapo)と親衛隊保

安部 (Sicherheitsdienst), 親衛隊 (Schutzstaffel. ただし, その名誉隊員を除く)がそうである。同時に国際軍事裁判は,判決理由のなかで,犯罪的であると確認された組織への所属が自動的に個々の構成員を犯罪人とすることにはならないと指摘した。問題とされている人が個人的に責任があるかどうかは,むしろ手続が継続するにつれて個別的に検討されねばならないという。この問題は,その後は,いわゆる継続裁判,さらにドイツの刑事裁判所の刑事手続,脱ナチ化手続においても検討された。

- 15) 手続の方式は,国際軍事裁判の方式に対応している。国際軍事裁判のための手続規則と 継続して進められている軍事裁判手続が雛形にしている英米法では,証拠調べの直接主義 の要求は知られていない。従って,裁判所が判決の拠り所としている証言は,裁判所自身 が聞いたものではない。そのため,宣誓に代わる証人の保証や証人尋問に関する調書を証 拠方法として利用することができたのである。
- 16) この概念は, Gustav Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht, Süddeutsche Juristenzeitung 1946, 105. からの引用である。
- 17) いわゆるヴィルヘルム通り訴訟 (継続裁判の第11事案) において,この議論を行い,自己を防御したのはフォン・ヴァイツゼッカー事務次官であることは明らかである。
- 18) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 87.
- 19) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 87.
- 20) Robert Kempner, Ankläger einer Epoche, Frankfurt 1986, S. 283.
- 21) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 65 f.
- 22) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 146 f.
- 23) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 172 f.
- 24) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 193.
- 25) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 204 f.
- 26) Das Nürnberger Juristenurteil (注3), S. 227-246.
- 27) 代表的なものとして, A. v. Knieriem, Nürnberg. Rechtliche und menschliche Probleme, Stuttgart 1953, S. 114.
- Hans-Heinrich Jescheck, Die Verantwortlichkeit der Staatsorgane nach Völkerstrafrecht, Bonn 1952, S. 323 ff.
- 29) ニュルンベルク特別裁判所の陪席裁判官らは,ロートハウクが特別裁判所の公判が行われている間,大声でユダヤ排斥論を叫び続け,それは彼らに吐き気を催させるものであったことを法律家裁判の証人として述べた。ニュルンベルク = ヒュルト州裁判所陪審法廷での刑事手続において,故殺罪で起訴されたフェーバーとホフマンは,1968年4月5日,刑の減軽事情が認められ,2年から3年の禁錮刑を言い渡された。検察官と弁護人双方が上告し,前者は謀殺での有罪を求め,後者は無罪を求めた。連邦裁判所は,1970年7月21日の上告審判決(NJW 1971,511)において原審州裁判所の判決を破棄差し戻した。その理由は,原審が低劣な動機を見落としたか,あるいはその影響を謝って評価したことが排除しえないというものであった。刑事手続は,新しい公判が開始された後,最終的には1973年に,両被告人に訴訟能力が欠如していることを理由に打ち切られた。
- 30) Gustav Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht, Süddeutsche

立命館法学 2009 年 3 号 (325号)

Juristenzeitung 1946, 105 ff.

- 31) ロベルト・ケンプナー (1899-1993年) は,1933年までプロイセン国務省に法律家として 勤務していた。短期間の勾留の後,アメリカに亡命し,1945年に国際軍事裁判の合衆国検 察官ジャクソンの班の協力者になり,継続裁判で1949年まで検察官として活躍した。その 後は,フランクフルトで弁護士業に従事した。
- 32) Robert Kempner, Ankläger einer Epoche, Frankfurt 1986, S. 287.
- Alexis de Tocqueville, Der alte Staat und die Revolution, Bremen (o.J.), Sammlung Dietrich Bd. 232. S. 276 f.

若干の解説

ー 著者について

本稿は,クラウス・カストナー (Prof. Dr. Klaus Kastner) の「謀殺者の短剣は 法律家の法服の下に隠されていた 1947年ニュルンベルク法律家裁判」("Der Dolch des Mörders war unter der Robe des Juristen verborgen"-Der Nürnberger Juristenprozeß des Jahres 1947) の邦訳である。カストナーは1936年にニュルンベ ルクに生まれ,1964年から2001年までバイエルン司法省に勤務し,最終的にはニュ ルンベルク = ヒュルト州裁判所長官 (Präsident des LG Nürnberg-Fürth a.D.) を努 めた経歴を持つ。1975年以降,ニュルンベルク裁判の研究に取り組み,『ニュルン ベルク裁判 1945年から1946年までの主要戦犯に対する訴訟』(Der Nürnberger Prozeß-Das Verfahren gegen die Hauptkriegsverbrecher 1945-1946, 1994), 『勝者に よって求められた釈明 ニュルンベルク裁判』(Von den Sieger zur Rechenschaft gezogen-Die Nürnberger Prozesse, 2001), 『諸国民は訴える 1945年から1946年の ニュルンベルク裁判』(Die Völker klagen an-Der Nürnberger Prozeß 1945-1946, 2005)をはじめ,多くの著作を公表している。1987年以降,エアランゲン=ニュル ンベルク大学法学部でも教鞭をとり,2001年以降は同大学名誉教授となり,現在も 法制史などの講義を担当している。

二 戦後処理における法律家裁判の位置付け

ニュルンベルク法律家裁判は,いわゆるニュルンベルク裁判とは別の手続に基づいて行われたものである。ニュルンベルク裁判は,アメリカ,イギリス,フランス,ソ連の連合国によって1945年1月14日から1946年10月1日にかけて行われた国際軍事裁判であり,そこでは(1)平和に対する罪の計画および共謀への関与,(2)侵略

戦争の準備,開始および遂行への関与,(3) 戦争犯罪(戦時国際法,ハーグ条約およびジュネープ条約に違反して行われた犯罪),(4) 人道に対する罪を理由に,22名(欠席者であるマルティン・ボールマンを除くと21名)のナチの党幹部らが起訴され,12名に死刑,3名に終身刑,4名の有期刑,そして3名に無罪が言い渡された。法律家裁判とは,カストナーが解説しているように,アメリカ合衆国占領地区において,ニュルンベルク裁判の「継続裁判」(Folgeprozesse)として1947年から1949年にかけて行われた12の裁判の1つであり,起訴されたのは,ナチ党の幹部ではなく,司法省の官僚,民族裁判所と特別裁判所の裁判官などの法律家であった。このことから法律家裁判と称されていると思われるが,ナチの党幹部を裁いたニュルンベルク裁判に比して,この法律家裁判の存在はあまり知られていない。ちなみに,12の継続裁判とは次のようなものであった(小俣和一郎『検証 人体実験 731部隊・ナチ医学』(第3文明社,2003年)88頁以下および222頁以下参照)。

医師裁判

空軍元帥エドアルト・ミルヒ裁判

法律家裁判

親衛隊経済管理総局裁判

フリック・コンツェルン裁判

IGファルベン裁判

国防軍将官裁判

帝国保安本部裁判

移動射殺部隊裁判

- ① クルップ裁判
- ① 外務省裁判(いわゆるヴィルヘルム通り裁判)
- 12 OKW 裁判

三 法律家裁判の意義

侵略戦争を遂行し、ユダヤ人やポーランド人に対するホロコーストを行った最大の責任は、もちろんナチの党幹部にある。しかし、ナチスの不法国家の体制を支えたのは、彼らだけではない。総選挙においてナチ党に投票し、それに支持を与えた多くの「普通のドイツ人」。子どものヒトラー・ユーゲントへの加入を積極的に推奨し、それを名誉と感じた親たち。党綱領を支えるイデオロギーを学問的に実証した研究者、その理論を用いて子ども達を洗脳した教師。専門的な知識と技能を用いてナチの不法体制に自発的に協力した専門家や技術者。このような人々の支持と協

力なしには,たとえ12年間という期間であっても,あのような不法な体制が続くこ とはなかったであろう。人々は、その社会的地位や職業に応じて課された職責を、 ある時は自発的に,またある時は不本意に全うしたのである。カール・ヤスパース は、『責任の問題』(Karl Jaspers, Die Schuldfrage, 1946, 橋本文夫訳『争の罪を問 う』[1998年,平凡社]77頁以下)のなかで,果たされた職責の内容が「罪」で あったこと、そしてその責任として、刑事責任、政治責任、道徳責任および形而上 的責任の4種の責任があることを指摘したが、司法省の官僚、民族裁判所・特別裁 判所の裁判官らは、彼らが果たした職責の内容と程度に応じて、刑事責任が問われ たのである。彼らのほとんどは,ナチの党幹部のように,平和に対する罪,戦争犯 罪,人道に対する罪を直接(短剣を用いて)行ったわけではい。その意味において, ニュルンベルク国際軍事裁判にかけられる立場にはなかった。しかし、彼らは「独 裁の側近」として,ナチの独裁体制を支え,その一切の不正を正当化するために法 を用いたのである。短剣としての法をである。謀殺者はホロコーストを行うための 短剣を自分で準備したのではなかった。側近である法律家が、その法服の下に隠し 持っていた短剣を謀殺者に手渡して不法を行わせ、また自らもそれを用いて不法を 行ったのである。このような法律家の責任は決して小さいものではない。

四 法律家裁判の限界

ナチズムの過去の問題を刑法学的に考えるとき,被占領地域の民間人の殺害に関与したり,強制収容所で被収容者の殺害に関与した者の処罰に関心が向けられてきた。2009年7月13日,ミュンヘン検事局は,ソビボール強制収容所(現ポーランド領)の元看守ジョン・デムヤンユク(89歳)がソビボール収容所など3カ所の収容所で2万7900人のユダヤ人の殺害を幇助したとして,謀殺幇助の嫌疑でミュンヘン州裁判所に起訴した。また,2009年8月14日,ミュンヘン州裁判所は,ヨゼフ・ショイングラバー(90歳)が,1944年6月26日,イタリア・トスカーナで10人の民間人の殺害を命令し,さらに11人を拘束して民家に閉じ込め,家ごと爆破し,さらに重傷を負いながらも助かった11人のうち10人を殺害したとして終身刑を言い渡した。このようにドイツでは戦後64年を経過した現在でも,ナチズムの過去を克服するための刑事裁判が継続され,社会的にも注目を集めている。しかし,それは短剣を振り下ろしてホロコーストを行った謀殺者を裁く裁判であって,彼らに短剣を手渡した法律家を裁く裁判ではない。不法に仕えた法律家を裁く裁判は,どうやら1947年で終止符を打たれ,その後,ドイツの裁判所によって精力的に推進されることはなかったようである。ましてや,法律家裁判の対象が実務家から理論家(法学

部教授の一部)に拡大されるようなこともなかった。何故なのだろうか。

法律家裁判で有罪の判決を言い渡された被告人のその後の経歴を見れば分かるよ うに、彼らのほとんどが1950年代に仮釈放されているが、このことから連合国がナ チの法律家を裁いた1947年とその後とでは様相が変わっていることが推察される。 法史家のクラウス・ベストラインの分析によると、1945年までナチを支えてきたド イツ人は,1945年以降,ナチから非ナチに変わったわけではないと端的に指摘する。 彼は次のように厳しく批判する。ニュルンベルク国際軍事裁判や法律家裁判と並行 して,ドイツ人の手によって脱ナチ化(Entnazifizierung)のプロジェクトが進め られ,1947年に全盛期を迎えたが,東西の冷戦が始まるなかで終止符が打たれた。 ドイツ人は、「勝者の司法」という言葉を、ニュルンベルク裁判や法律家裁判に対 する批判の用語として用いてきたが、その後は連合国のことを「巣を荒らした奴 等」(Nestbeschmuzern) と呼ぶようになった。「終止符」を打つことを求める声が, ドイツ連邦共和国成立後の国民の間で共有され、脱ナチ化の終結は選挙戦の流行語 (公約)にさえなった。親衛隊の元構成員によって結成された「故郷を追われた者 と権利を剥奪された者の同盟」(Bund der Heimatvertriebenen und Entrechteten [BHE]) が , ザクセンやシュレースヴィッヒ = ホルシュタインなどの「難民ラン ト」(Flüchtlingsland)の地方選挙で勝利し、1950年の選挙では23パーセントの得 票率を獲得し,CDU,FDP,DP と連立してラント政府に参加するまでになった。 明らかなネオ・ナチズムの復活である。戦後5年にして,ナチズムの過去に清算に 終止符を打ちたがるメンタリティーが広範に広がっていた。戦後最初の連邦政府に は BHE も参加し,連邦政府は脱ナチ化に終止符を打つ国民的要求に従い,戦犯や 脱ナチ化された者を「社会復帰」させることによってそれを締めくくった。それに よって、まだ働けるナチの法律家は再び法律職に戻ることができた(Klaus Bastlein, Der Nürnberger Juristenprozeß und seine Rezeption in Deutschland, in: Peschel-Gutzeit (Hrsg.), Das Nürnberger Juristen-Urteil von 1947, 1996, S. 27 f.),

五 課 題

ベストラインの分析は,戦後初期ドイツにおけるナチの法律家の「脱ナチ化」の 政治過程を跡づけたものとして興味深い。また,それは「刑法学は法律家裁判をわ ざと無視してきた」というカストナーの批判とも符合する。一度は裁かれたナチの 法律家が再び法律職に復帰できた原因を明らかにしながら,今後はニュルンベルク 法律家裁判の意義と限界を考えていきたい。またカストナーによると,ラートブル フが法律家裁判に対する「若干の形式張った異議」をケンプナーに語ったようであ

立命館法学 2009年3号(325号)

るが,一方で「法律の形をした不法」の公式を主張しながら,他方で不法に仕えた 法律家を裁く裁判に異議を唱えることができるならば,その公式の内容そのものが 改めて検討されなければならないと思う。

* * *

カストナー教授の論文が掲載されたのは,ドイツ・ハーゲン通信大学現代法史研究所の「現代法学史ジャーナル」(Journal der Juristischen Zeitgeschichte – Zeitschrift für die Rechtsgeschichte des 19. bis 21. Jahrhunderts, Jahrgang 1 Heft 3 (Juli 2007), S. 81-87.) である。本稿の邦訳を公表するにあたり,その編集責任者で同研究所長のトーマス・フォルンバウム教授(Prof. Dr. Dr. Thomas Vormbaum)から多くの協力をいただいた。また,カストナー教授からは,2009年10月1日付けの書簡において,邦訳の許可をいただくことができた。両教授に対して,ここに深く感謝する。なお,原文には「まとめ」を除いて章題が付されていない。6つの章への編成は,読み易さに配慮して,あくまでも邦訳者によるものであることをお断りしておく。

* 本研究は,平成21年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))研究題名「刑法史学におけるナチズムの過去の歴史認識に関する総合的研究」(研究代表者・本田稔課題番号20530014)に基づく研究成果の一部である。